

古典期アテナイにおける互酬的秩序

課題と展望

栗原麻子

1 互酬的経済と市民社会

互酬性について語ることは、ギリシア史研究者にとって目新しいことでも突飛なことでもない。とりわけK・ポランニが、古代ギリシア社会を、アルカイックな互酬的経済の傍らに市場の限定的な発達をみる複合的な社会として描いたことは、「市場経済」の有無をめぐる積年の論争に一石を投じることとなった。論争のいっぽうの極には、古代ギリシアの経済の「近代」性を強調する「近代主義者」が存在していた。⁽¹⁾ その場合、互酬的経済は、ホメロス社会から古典期アテナイにむけて、次第に市場経済に取って代わられるべきものとして理解される。反対側の極には「プリミティヴィスト」がいた。なかでもM・I・フィンリーは、ポランニの影響下に「プリミティヴィスト」の見解を発展させ、古典期アテナイの経済を、生産のための投資をおこなわずもっぱら富を消費する「消費都市」と特徴づけた。古典期になっても経済は依然として社会の中に「埋め込まれて」いたと論じたのである。

フィンリーは、古典期のアテナイ社会における互酬的経済の存続を前提としながらも、ホメロスの英雄たちの世界と古典期アテナイのあいだに、互酬性をめぐる価値観の変容を見いだし、⁽²⁾ フィンリーの『オデュッセウスの世界』(1954年)は、ホメロス社会における贈与を描いて、ギリシア史研究者による互酬性研究の先鞭をつけた。彼は、ホメロスの描く英雄たちの社会を、それぞれに家の子郎党を率いる首長同士の、名誉と地位をめぐる互酬的なアゴン(競争)に支配される社会として描いている。対等性をめぐる名誉のための争いが、贈与や決闘の

(1) ポランニのギリシア史への関心および影響について Sally C. Humphreys, 'History, Economics, and Anthropology in the Work of Karl Polanyi', *History and Theory* 8.2 (1969), 165-212。古代 = 近代論争およびフィンリーの関与については、上記に加え Ian Morris, 'Forward to Updated Edition', in Moses. I. Finley, *The Ancient Economy (Sather Classical Lectures)* (Berkeley and Los Angeles, 1999) を参照のこと。

(2) M. I. Finley, *The World of Odysseus* (2nd ed. New York, 1978 [orig. Viking Press, 1954]). [M・I・フィンリー(下田立行訳)『オデュッセウスの世界』(岩波書店、1994年)。]

かたちをとったのである。いっぽう古典期アテナイは、名誉のための闘争よりも、対等性と調和を基調とする社会として描かれる。名誉をめぐる闘争から調和へ、というフィンリーの図式は、その後の研究に大きな影響を与えることになった。

まず経済史の分野では、P・ミレットが、フィンリーの基本的な枠組を踏襲しつつ、古典期アテナイにおける貸借関係の全人的性格について論じている。⁽³⁾ ミレットによれば古典期アテナイの市民たちの経済的ネットワークは相互扶助と互酬によって構成されていた。親族内部の貸借が一般的互酬性によって期限を特に定めず契約も交わさずに長期的展望のもとに交わされたのみならず、市民間の貸借は無利子が前提であり、とりわけ捕囚・難破等の非常時にあっては無利子・無期限のエラノス貸付が発動された。これは市民間の互酬性の発露とみなされ、これに貢献することが富裕市民の義務であったというのである。市民相互のあいだの貸借とは対照的に、商業上の貸し付けは高利であった。ミレットは、市民共同体の相互扶助原理にもとづく前者と、そのような紐帯をもたない非市民の世界である後者を、相容れないものとして描いている。ミレットの分析は、利潤追求的な商業活動と、市民社会における経済活動の領域を区別するフィンリーの枠組を踏襲し、互酬的秩序がアルカイックな社会の残存物ではなく、市場的な経済が互酬的経済原理と棲み分けていたことを示している。

ただし、ミレットの図式には、ひとつだけ問題がある。後述するようにアテナイは、非市民に対しても寄付による国家貢献を要求し、その返礼として市民権賦与、土地所有権賦与といった顕彰をおこなっていた。つまりアテナイのポリスは、市民的恩恵（カリス）の世界を、非市民にも拡大しようとする動きを見せているのである。アテナイの商業法廷について研究したアドリアニ・ランニは、商業法廷が前4世紀に整備されながらも、当事者にたいする全人格判断が重視される通常法廷と併存していたことを指摘している。⁽⁴⁾ 商業法廷は海上取引にかかわる非市民にも開かれていたが、非市民にかかわる訴訟がすべて商業法廷の管轄となったわけではない。同様に貸借慣行についても、線引きは、当事者が市民であったか非市民であったかではなく、用途が商業利用か、それとも威信財のように社会的ニーズを満たすための貸借であったのか、という点にもとづいておこなわれるべきであろう。銀行業を営んだ解放奴隷パシオンがアテナイに顕彰されて市民権を賦与されたのは、彼が国家に対しておこなった寄付行為による⁽⁵⁾ ところが大きかったと考えられている。彼はまた、銀行家として、個人的な知己であった將軍ティモテオスに貸付をおこなったが、パシオンはティモテオスが遠征から帰還した暁には、返済に加えて、なんでも頼みごとができるだけの恩顧関係が生じることを期待している⁽⁶⁾ のである。市民の名のもとに成立する同胞市民のあいだの友愛の傍らで、市民と非市民のあいだにも友愛にもとづく貸借関係が結ばれていた。外国人貴顕・商人によるアテナイへの寄付や穀物

(3) Paul Millett, *Lending and Borrowing in Ancient Athens* (Cambridge, 1991). 拙評『西洋古典学研究』第41巻(1993年)、119-122ページ所収。

(4) Adrianni. Lanni, *Law and Justice in the Courts of Classical Athens* (Cambridge, 2003).

(5) Michel Osborne, *Naturalisation in Athens* vol.4 (Brussels, 1983), 196.

(6) [Dem.] 49.3

援助は、そのような市場外的な関係にもとづいていたのである。

2 競争的価値観と協調的価値観

フィンリーの『オデュッセウスの世界』は、互酬性をめぐるモラルティーの研究にも影響を与えた。A・W・H・アドキンは倫理学の立場から、「友を助け敵を害する」ことを徳とみなす互酬的・競争的価値観から、共同体の利益を重視する協調的価値観へのシフトを追求し、ホメロス社会にみられる競争的価値観を民主制ポリスの協調的価値観を対比した。彼は、ホメロスの叙事詩にはポリス成立以前の社会が残されていると考え、これを互酬性に裏付けられた競争的価値観が支配する社会として描いたのである。ホメロスの叙事詩における英雄たちの行動は、アキレウス1人を例にとっても、総大将アガメムノンとのあいだの私憤を理由に戦線放棄するなど、身勝手である。ところが叙事詩はそれを英雄的な行動として美化している。これはホメロスの世界が個人的名誉を重視する貴族的価値観に支配される世界であるためである。それにたいして、民主制の成立とともに、集団の調和を重んずる協調的価値観が市民道徳として重んじられるようになり、競争的価値観は貴族的価値観として、一般性・公共性を失ったと論ずるのである。⁽⁷⁾

アドキンの見解を発展させたR・シーフォードは『互酬性と儀礼——発展途上の都市国家におけるホメロスと悲劇——』(1994年)において、ホメロス社会にすでに協調的価値観の萌芽がみられることに留意しながらも、ホメロス社会の基本は競争的価値観にあると論じている。⁽⁸⁾すなわち、英雄たちの人間関係は贈与と歓待、名誉と報復の互酬的な交換と、それにもなう儀礼によって形成されている。これは互いに扶助し合う友人同士の関係においても、互いに名誉をもとめて争い合う敵同士の関係においても、相互の競争を促していた。しかしながら互酬的な競争のそのあとには、両陣営それぞれの結束を再確認するための統合儀礼が用意されており、『イーリアス』では、葬礼と結婚そのほかの宴会が、秩序回復の大団円として描かれる。ところが『オデュッセイア』には、そのような私的な秩序回復に加えて、ポリスによる認知と和解という要素を見いだすことができる。ここに協調的価値観の萌芽がみられる。やがて協調的価値規範は、ポリスの発展とともに競争的価値規範を凌駕することになるというのである。アドキンの図式においてもシーフォードの図式においても、競争的価値観は、民主制の浸透とともに、協調的価値観にヘゲモニーを奪われる存在として描かれている。民主制的な価値観においては、共同体の秩序を乱しかねない英雄的行為よりも、調和が重んじられた。アゴン(競争)的な精神は、政治の表舞台から退場した貴族層の私的な楽しみや、制度化された祭礼における競技のなかに閉じ込められたと説明される。

しかしホメロス社会についてアドキンのつぎのように説明していることも忘れてはならな

(7) Arther. W. H. Adkins, *Moral Values and Political Behaviour in Ancient Greece: From Homer to the end of the fifth century* (London, 1972), esp. 10-21, 126-133.

(8) R. Seaford, *Reciprocity and Ritual: Homer and Tragedy in the Developing City-State* (Oxford, 1995).

い。アガトス（武勇の人）は独りであったわけではない。彼らは、武具や朋友や家族といった味方に囲まれて、個人および集団の名誉を保つために戦った。家族や彼に従属するものたち、友人たちは、彼のオイコス（家）の構成員やフィロス（友人）として、名誉を共有していた。異国での嘆願者は保護を得、家長たるアガトスのフィロスあるいはクセノス（賓客）と認められた。そこには保護行為に裏付けられた、アガトスと周囲の者たちの間の「友愛」関係があったのである。ただし、ポリス未然の社会においては、このオイコスを超えて協調がひろがることはなかった、というのである。

とするならば、つぎのようなことになりはすまいか。ホメロス社会においても古典期のポリス社会においても、個人対個人の関係に焦点をあてるならば、そこには互酬的な競合関係が見出される。いっぽうそのような個人が集まって形成するオイコスやフィロスを単位としてみれば、オイコスやフィロスの結束を支える協調関係と、オイコスやフィロスといった集団が、ほかの集団とのあいだに繰りひろげる相互の競合関係が、ともに見いだされるであろう。さらにポリスをひとつの単位と考えるならば、ポリス内部の協調関係が求められるいっぽうで、ポリス間関係においては互酬的な競合関係が見いだされるであろう。単位相互間⁽⁹⁾の関係においては互酬的な競争原理が、単位自体については内部の協調が望まれるのである。

共同体の内部においては個々のあいだに互酬的な競合関係が繰り広げられるが、共同体自体は統合原理を必要としている、というこの社会構成原理は、古典期にも基本的に変化しない。オイコス内部の協調関係が拡大しオイコスの集合体であるポリスに適用されることは、徳や名誉がポリス全体で共有されることを意味している。オデュッセウスのものがたりにおいてはポリスがうっすらと外縁部に位置するのにたいして、古典期アテナイの公的言説においては、ポリス主体の叙述がおこなわれるため、ポリスによる共同体的規範が強固にあらわれる。しかしながら共同体内部に目を転ずるならば、もはや英雄ではない市民たちの間の行動様式のなかにも、競争原理が引き継がれていたのである。

ポリス内部における個人あるいは集団の名誉のための闘争は、実力行使から言論による裁判闘争・政治闘争にかたちをかえながら存続した。民主制の理念のもと、過度な名誉心は制御され、公益に反する贈与は監視された。また貴族的なアゴン（競争）文化にみられる榮譽のための競争と過度の浪費もたしなめられることになった。⁽¹⁰⁾ ポリス共同体は、個人的名誉の関係を吸収し、自らが正の互酬性の受益者・支配者となることによって（プロクセノス制度・公共

(9) その点、Naoko Yamagata, *Homeric Morality* (Brill, 1993), 126-128 は、王アガメムノンにとってはオイコスをこえて共同体全体のために戦うことが、名誉ティメーの根拠であったと指摘していることは興味深い。

(10) J・K・デーヴィスによれば、5世紀まではアテナイの将軍たちに、戦車競技等の体操競技で榮譽を受けたものが目立つが、前4世紀になると将軍が競技での榮譽を求めなくなる。デーヴィスはこれを、顕示的浪費が政治的資質と切り離されたためと説明している。顕示的浪費が民主制下で好まれなかったという指摘には耳を傾けるべきものがある。John. K. Davis, *Wealth and the Power of Wealth in Classical Athens* (New York, 1981), 88-131. ミレットによれば、顕示的消費のうち、前5世紀末には戦車競技等への個人的浪費が目立つのに対し、前4世紀には気前のよい公共奉仕に焦点が移る。Millett (n. 3), 67-71; Id. 'Rhetoric of Reciprocity in Classical Athens', in: C. Gill, N. Postlethweite, and R. Seaford (eds.), *Reciprocity in Ancient Greece* (Oxford, 1998), 227-254.

奉仕)、あるいは、共同体の利益を損なう内外の互酬的関係を規制することによって(賄賂)、あるいはまた互酬的な暴力に制限を加え、あるいはこれに共同体の意思という裏付けを与えることで(自力救済)、コントロールしてきた。しかもこの互酬的規範は、協調原理の傍らにただ残存したのではない。互酬の秩序は、ポリス社会の構造のなかに、制度的に取り込まれていた。競争的価値観が協調的価値観におきかわったのではなく、ポリス共同体が、互酬的価値観の主体になったのである。

3 公共奉仕とエピソード

まずポリスにたいする金銭的奉仕についてとりあげる。贈与をめぐる毀誉褒貶は、取り交わされたモノでなく、贈与によって結びつけられる人間関係に向けられていた。その際の指標となったのが、ポリスにとっての有用性である。アテナイでは富裕者に、ディオニュシア祭での悲喜劇の遂行をはじめとする合唱隊奉仕や、三段櫓船の運航・整備を賄うトリエラルキアといった奉仕義務が課せられた。熱心に公共奉仕をおこなうことは、良き市民としての義務とみなされ⁽¹¹⁾ていた。

これらのレイトゥルギア奉仕は単なる金銭の供与ではなかった。合唱上演や航海を遂行するためのさまざまな配慮(たとえば合唱指揮者を雇い練習場を手配し、航海のために船を整備し乗組員を確保するといったこと)を伴っていた。それゆえレイトゥルギアは富裕者にたいする財産税とは明確に区別されなくてはならない。前4世紀の弁論家アポドロスは、自らが成し遂げたトリエラルキア奉仕を公務に準ずるものとして扱⁽¹²⁾っている。デモステネスもまた、「メディアス弾劾」⁽¹³⁾において合唱隊奉仕の侵害を、公務執行妨害と同一視している。金銭の供与ではなく、行為が恩恵の対象とみなされたのである。

リュクルゴスは富裕者が合唱隊奉仕や戦車競技のための馬の飼育に私財を投ずることを嘆き、おなじ公共のための私財の投入であっても、むしろトリエラルキアや国家プロジェクトを請け負うかたちでエピソード(寄付)⁽¹⁴⁾をおこなうべきであると述べている。このリュクルゴスの発言は、いっけん公共奉仕制度や互酬的価値観の否定とうけとられるが、そうではない。リュクルゴスが例に挙げた合唱奉仕や馬の飼育は、いずれもアゴン(競技)であり、奉仕者個人に勝利の名誉をもたらすものであった。リュクルゴスは、個人的名誉のための顕示的消費の加熱ぶりに警告を發し、公的な必要を満たすためにこそ出費が競われるべきであると考えてい

(11) 訴訟がそのような富の力に左右されて法の下での平等が侵害されることが、同時代的に危惧されもした。デモステネス『メディアス弾劾』における危惧について Joseph Ober, 'Power and Wealth in Democratic Athens, "Demosthenes 21 Against Meidias"', in: I. Worthington, *Persuasion: Rhetoric in Action* (London, 1994), 85-108.

(12) [Dem.] 50. 1.

(13) Dem. 21.

(14) Lyk. 1. 139-40.

るのである。⁽¹⁵⁾ 受益者としてのポリス市民と、奉仕者としての富裕者とのあいだの互酬関係が意識的に強調されている。

公共奉仕が富裕市民に回り持ちで割り当てられ、国家による強制を伴うのにたいして、エピドシスは自発的な性格をもっていた。もっともこの両者の区別を極度に強調するのは危険である。公共奉仕にたいしても、受動的な必要最低限の任務遂行ではなく、合唱隊奉仕であれば勝利を導くような過剰な関与が期待されていたからである。熱心な奉仕にたいしては、区民や同胞市民による名誉の授与というかたちで返礼がなされた。合唱競技の勝利者は勝利を感謝する奉納碑を劇場の傍らに設置するようになった。そこには前4世紀中葉以降、合唱隊奉仕者の名が、勝利者として刻まれたのである。

エピドシスは、アテナイの場合、富裕市民ばかりでなく外国人にたいしても求められていた。外国人にたいして貸与ではなく寄付を求め、数多くの顕彰事例を残していることは、ヘレニズム時代にいたるまでアテナイの特質であるとされている。⁽¹⁶⁾ リュクルゴスは国家財政の立て直しのために、市民・外国人を問わず、多額の寄付を集めたことで知られている。⁽¹⁷⁾ 彼の死後顕彰には、彼がいかに国難に際して多額の寄付を集めたのかということが彼の主要な功績として、額面とともに記録されている。リュクルゴスの時代は顕彰の時代でもあった。リュクルゴス自身も彼の側近であったと思われるファノデモスも、このような奉仕者のための顕彰を提案している。⁽¹⁸⁾

寄付者はまた、リュクルゴス個人にたいする信頼から呼びかけに応じたと記されている。このこともまた、リュクルゴスがいかに互酬的価値観の人だったかということ——少なくとも同時代人にそのように理解されていたということ——の証左である。

M・モースは『贈与論』で、トロブリアント諸島の「クラ交換」における船の所有者の義務（共同体の成員のために船を出し、漁果を分配する）についてのB・マリノフスキーの調査を紹介しながら、その同じ『贈与論』の結論部では、現代社会が戻るべき古代社会の諸規範として、三段櫂船奉仕に言及している。トロブリアント諸島からアテナイへの連想には一定の正当性がある。いずれにおいても船主は船を出さなければならず、共同体の構成員とのあいだの互酬的な関係が制度化されていたのである。⁽¹⁹⁾

トロブリアント諸島と古典期のアテナイのあいだには、制定法をもつ社会と持たない社会と

(15) ただし、合唱奉仕は公共奉仕の一環であったので、これを単なる個人的名誉のためとみなすのは、一面的である。ウィルソンは合唱奉仕のなかに、「エリートのアスピレーションを民主制社会の必要性に適合させようとする努力のなかに潜む緊張関係」を見いだしている。合唱奉仕による勝利には、個人的名誉と、ポリスやデーモスにたいする貢献の両面があった。ウィルソンによれば、勝利を記念する奉納碑文には年々競って壮麗化し、前4世紀半ば以降、合唱奉仕義務者自身を勝利の主語とする碑文も見られるようになった。リュクルゴスの苦言は、時期的に、戦後の苦境下でありながらこの過熱状況にたいする苦言と受け取るべきであろう。P. Wilson, *The Athenian Institution of the Khoregia: The chorus, the city and the stage* (Cambridge, 2000), 特に第5章。

(16) L. Mignette, *Les subscriptions public dns les cité grecs* (Genève, 1992), 358-363.

(17) S. C. Humphreys, 'Lycurgos of Boutadai,' in: *Strangeness of Gods* (Oxford, 2004), 77-129, ep. 86, 98.

(18) P. Lambert, *ZPE* 51 (2001), 54 (2005) に、この時期の顕彰の一覧がある。

(19) マルセル・モース (吉田禎一、江川純一訳) 『贈与論』 (筑摩書房、2009年)。

いう差がある。マリノフスキーは『未開社会における犯罪と慣習』においてトリブリアント諸島の制度化された慣習を未開の法と呼んだが、この慣行から逸脱し船を提供せず労働をおこなわないものは、そのうちに魚とタロイモの供給システムから排除され、放逐を余儀なくされる。同様にアテナイにおいても、公共奉仕の義務を怠るものは、借財による部分的なアティミア（市民権喪失）によって市民権の行使を制限されることになった。どちらの社会においても互酬性の論理に裏付けられた奉仕の慣行が、共同体構成員の行動を規定し、有機的な共同体への所属（「ポリテイアへの参画」——これはペリクレスの市民権法をつたえる『アテナイ人の国制』の表現であるが、そのバリエーションをデモステネス『ネアイラ弾劾』では女性たちについて用いている⁽²¹⁾）を明示していた。

これは、互酬性が、ポリス市民共同体の秩序形成の根本原理として、ポリスをとりこむかたちで強固に再構成されていったことを示唆している。

4 クセノス制度の場合

そのような互酬的ネットワークは、市民間だけでなく、外国人とのあいだにも形成されていた⁽²²⁾。ホメロス社会のクセニア慣行（外国人の賓客たいする相互の接待・保護）は、古典期にいたるまで継続し、ポリスの有力家系によって世襲の外交上の資源として用いられていた。やがてこのクセニア関係を発展的に継承して、各ポリスは、外国における自国民の保護にあたるプロクセノスを任命するようになったと考えられている⁽²³⁾。プロクセノスによる訴訟時の応援や宿泊先の手配等の恩恵に対して、ポリスは名誉の付与をもって応えた。ポリスはクセノス関係を取り込むことによって、外国人との互酬的關係を飼いならしたのだといえる。プロクセノス制度の成立の時期は確定しにくい⁽²⁴⁾が、G・ヘルマンはこれを前5世紀半ばとみなしている。

そのいっぽうでM・リネットが検証したように、個人的クセノス関係は、前5世紀末から前4世紀になってもあいかわらず、ポリス外交のツールとして使節の任命などにおいて利用されていた⁽²⁵⁾。ところが、このようなポリスの外の有力者との個人的な双務的關係は、国益に反

(20) B・マリノウスキー（青山道夫訳）『新版 未開社会における犯罪と慣習 付 文化論』（新泉社、2002年）、21-32 ページ。

(21) A. P. 26.4; [Dem.] 59, 110.

(22) 外国人商人に対する顕彰政策についての近年の研究として、D. T. Engen, *Honor and Profit: Athenian Trade Polity and the Economy and Society of Greece, 415-307 B.C.E.* (Ann Arbor, 2010). 邦語文献としては、橋本資久「アテナイにおける他者認識 古典期における『地政学的遠隔地』出身者への顕彰をめぐる」、桜井万里子・師尾晶子編『地中海世界のダイナミズム』（山川出版社、2010年）所収がある。

(23) Gabriel Hermann, *Ritualised Friendship and the Greek City* (Cambridge, 1985); L. Mitchell, *Greeks Bearing Gifts: The Public Use of Private Relationships 435-323 BC*, (Cambridge, 1997). 岡澤亮子「古典期プロクセニアの政治的側面」『学習院史学』36 (1998年)、44-58 ページ。同「〈研究ノート〉古典期ギリシアのプロクセノス制度：前5世紀のアテナイを中心に」『学習院史学』31 (1993年)、99-109 ページ。

(24) Hermann (n. 23).

(25) Mitchell (n. 23).

することもありえた。その場合、クセノス関係は、国家の敵とのあいだの不適切な友愛とみなされ、背信のレッテルを張られることになる。両者の間の贈与もまた賄賂とみなされることとなった。アテナイにおける贈収賄については橋場弦氏による考察があるが、橋場弦氏が「ダブル・スタンダード」として当惑する、活発な贈与慣行と、贈収賄にたいする厳しいまなざしの併存状態は、互酬性のシステムのなかで、矛盾なく理解することができる。モノの贈与・授受それ自体は贈収賄罪を形成しなかった。よって賄賂はモノを贈られた事実によってではなく、それがポリスにたいする侵害であったかどうかというコンテキストのなかでしか立証されない。賄賂と贈与の区分は固定的なものでなく、誰をポリスの友とするかという友愛のポリティクスのなかでその都度決定されるものであった。贈収賄罪の成立は、互酬的価値観を基盤としながら、公的領域における不適切な贈与を排除するための法的手続きを整備したものと理解される。

互酬性に国家のシステムが基礎づけられていた以上、国家を利する互酬性と、国家に害をもたらす互酬性の判別は、国家にとっての重大事だったのである。

5 カリスの正当化

誰をポリスの友とするのかを決定するのは、民会であり、民衆法廷であった。そこで最後に、民衆法廷における互酬性の枠組を示しておきたい。

古典期アテナイにおいては、民主制下全市民に開かれた司法システムのもと、公私さまざまにわたる紛争にかんして、それぞれに担当官と訴追手続が定められていた。シュノイキスモス（集住）によって中心市に国家の司法権が集約されたことで、アテナイの裁判は、顔見知り同志の（face to face）ローカルな社会における仲裁的側面を失い、裁くものが裁かれるものの背景を知らず訴訟の場において初めて出会うという意味で、非人格的側面を強めていったといえる。

しかし、それにもかかわらず、アテナイにおける紛争解決は社会関係から切り離されることはなかった。それはとくにつぎの2点に顕著である。すなわち法廷外的紛争解決への志向性と、法廷弁論を支配する互酬的価値観である。

まず前者について触れておこう。発達した法廷手続のネットワークにもかかわらず、アテナイ人にとって法廷と法による紛争解決は次善の策に過ぎなかった。友人・知人のネットワークを駆使して法廷外の私的仲裁を試み、合意によって和解することが、より望ましい解決であったためである。私的仲裁は当事者間の合意に過ぎず、法的な強制力を持たなかった。にもかかわらずそれが望まれたのは、私的ネットワークの社会的拘束力が、——あえて規範を逸脱して法廷に訴えるという選択肢を残しつつ——実効性を保っていたためであると考えられる。公職者にとどまらず、また公的権力を共有していた男性市民にとどまらず、日常的な社会的紐帯をかたちづいていた家や親族集団、近隣関係、祭祀集団等すべてのコイノン（集団）、その構

(26) 橋場弦『賄賂とアテナイ民主政——美德から犯罪へ——』（山川出版社、2008年）。

成員としての女性やメトイコイ（在留外人）等にも担われていた。彼らもまた家庭内での会話や街路での噂話も含めた法的規範力の一端を担っていたのである。⁽²⁷⁾

法廷内での議論もまた、法廷外的な人間関係や訴訟当事者の社会的立場と無縁ではなかった。当事者を取り囲む親密なネットワークのなかで、当事者がどのような有為の存在であり、社会的な貢献を積み重ねてきたのか、あるいはその逆に当事者が社会の敵であるのか、という問題は、法廷での説得の基本的なトピックを形成していたのである。貢献への返礼としての好意的判断、悪行への報復としての刑罰を要求する文脈は、裁判以前の法廷外における互酬性が、訴訟に影響していたことを意味している。個人的な恩顧関係や共同体にたいする貢献度が有罪・無罪の確定において影響していたとすれば、それは単に社会的現実の一コマとして処理されるべきものなのか、あるいは、より積極的に同時代的な価値観のシステムのなかで正当化されえるものであったのか、論じられなくてはならない。

アテナイでの法廷闘争は、そもそも当事者両陣営のあいだの名誉のための闘争という側面を有していた。⁽²⁸⁾ アテナイの民衆法廷のための弁論であるアッティカ法廷弁論には、しばしば本題からの脱線といってもよいような、両陣営の人間関係や、関係者の人となりについての描写が繰り返される。これは、従来アテナイ法廷弁論の研究においては、逸脱と考えられ、陪審員がいかに法的に厳密な判断を下しえなかったかということの証拠と扱われてきた。しかし近年ランニが論じたところでは、アテナイ人は能力的には厳密な法律主義に立つことも可能であったであろうけれども、あえて訴訟の背景としての人間的事実を、陪審員に聞かせるスタイルを維持したのだ、⁽²⁹⁾ というのである。

その結果、弁論では当事者がこれまでポリス市民に対しておこなってきた恩恵（カリス）や、当事者の社会的諸関係が展覧されることになった。ここで詳細に論ずる紙幅の余裕はないが、要するに法廷においては、当事者双方が、それぞれ自分を応援する親族・友人を陳列し、相互扶助関係を誇示し、当事者がおかれている友愛のネットワークが公共の支持を得るにたることを、お互いに主張している。勝訴するということは、その人間関係をポリスが公益にかなうものとみなし、当事者にたいしてポリス自体が援助者となるということである。敗訴するということは、当事者が築いた人間関係が、ポリスからみれば敵対的なものとみなされるということである。すなわち法廷で闘争するとは、私訴にせよ公訴にせよ、周囲の人間やポリスとのあいだに自分が形成してきた互酬的諸関係を、民衆法廷に認証させるということなのであった。公共奉仕への言及も、こうしてみると、金で裁判を買うというのではなく、自分がポリスとのあいだの恩恵関係にある——すなわち敵ではなく友である——ということの根拠として納得されるのである。「3 公共奉仕とエピドシス」で言及した贈与と賄賂の線引きも、友と敵の線引きが、モノのやりとりに関しておこなわれた事例にほかならない。

(27) V. Hunter, *Policing Athens: Social Control in the Attic Lawsuits, 420-320 B.C.* (Princeton, 1993)

(28) D. Cohen, *Law, Violence and Community in Classical Athens* (Cambridge, 1995).

(29) Lanni (n. 4).

おわりに

本稿では、古典期アテナイにおける互酬的ネットワークについて概観してきた。そこからはつぎのような見取り図が示される。古典期のアテナイにおいては、市民間のみならず、市民と非市民のあいだに互酬的な恩恵関係が張り巡らされており、それらがポリスの秩序を根底において担っていた。ポリスは、それらの市民・非市民とのあいだに「友」としての関係を取り結ぶことで互酬的ネットワークの一端を担い、民衆法廷においてその正当性を問う権限を持つことによってそれを制御していた。その意味で、互酬的諸関係は古典期を通して、アテナイにおける秩序形成の主要な原理でありつづけたのである。⁽³⁰⁾

(30) 互酬的な恩恵関係は、個人と神々のあいだにも、ポリスと神々のあいだにも成立すべきと考えられていた。奉納図は、アテナイ住民が家族ぐるみで神々とのあいだに取り結んでいた恩恵関係を表現している。表紙口絵参照。神々とのあいだの互酬性について Robert Parker, 'Pleasant Thighs: Reciprocity in Greek Religion,' in: *Reciprocity in Ancient Greece*, ed. Christopher Gill, Norman Postlethwait, and Richard Seaford (Oxford and New York, 1998), 105-25.